

衛生管理（公衆衛生・環境衛生）まとめ 2026

【衣服に必要な特性】① 体温調節 ② 身体保護 ③ 身体の清潔保持 ④ 装飾、礼儀

衣服の着用目的	衣服材料の性質
体温調節	保湿性、含気性、熱伝導性、吸湿性、圧縮性、通気性
身体保護	耐熱、耐火、防水、対化学物質性能
清潔保持	抗汚染性、抗菌性、抗帯電性
作業能率増進	比重、圧縮性、弾性、伸縮性

- ・衣服は加工処理に使用される薬剤で、皮膚炎を起こすことがある
- ・美容師や医療従事者の上衣には特に清潔性が要求される → 作業衣の色は汚れが目立つものを使用し、汚れたらすぐに洗濯する

【住居】住人の心身の機能性、快適性、安全性は、温熱条件、明るさ、音、空気、広さ、構造、設備で決まる

【採光と照明】

照度	<ul style="list-style-type: none"> ・作業面の明るさで、単位がルクス（lx）（日常生活に不自由のない明るさは 200ルクス 程度） ※不適切な照度は、作業効率低下、視力低下、不快感、疲労、頭痛を起こす ◆ 美容師法施行規則・・・作業面の照度を100ルクス以上と規定
採光	<ul style="list-style-type: none"> ・日光や天空の明るさを室内に取り入れること（季節、天候、時刻により、自然光だけで安定した照度は難しく、人工光線と併用して使う） ・採光は南向きの窓では照度は高く、北向きの窓は安定した照度が得られる ・自然光には、直射日光（晴天日の直射日光の照度は10万lx）と、天空光（大気中の水蒸気、塵、雲で散乱・反射されて届く）がある
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・人工光源で明るさをとること（作業場所だけを明るくする 局部照明 と、部屋全体を明るくする 全般照明 がある） 直接照明 ・光が直接被照面を照らす方式で、照明効率がよく明るい面を作れるが、コントラストが強く影を作る 間接照明 ・光が天井、壁面に反射されてから被照面に広がる方式で、反射光を利用するため照明効率が低い
グレア	・光源が視野に入り、まぶしさを感じ物体が見えにくくなること。不快感、疲労感をあたえる

【換気】室内環境を良好に保ち、改善するために外気を取り入れて室内空気と入れ換えること

- ・同じ空間に多くの人がいると、体熱、におい、粉じん、水蒸気、二酸化炭素が発生し、室内空気が汚れる

自然換気	・機械を使わずに、窓、ドア、隙間を通じて起こる換気
機械換気	・換気扇、熱交換器などを使用し、自然換気より安定的な換気量が確保できる

【冷暖房】

- ◆ 美容所の衛生管理要領・・・冷房時には外気温との差が**7℃以内**が望ましい

- ・過度な冷えは冷房病（体温調節機能のバランスを失う）といわれる体調不良や病気を起こす
- ・燃烧式暖房器具は燃烧ガス（二酸化炭素、一酸化炭素）、化学物質、粒子、においを排出し、室内空気の汚染源となるため、換気が必須

【上水道】普及率 約98%

- ・水道水は、**水道法** において、人の飲用に適する水とされている（水道水の満たすべき条件を定めたものが**水質基準**）
- ・各家庭や施設に配水された水道水の管理責任は、その家庭や施設が負う

水源の種類	・地表水（河川、ダム、湖沼）が水量全体の 約75% 、地下水が水量全体の 20~25% 、残りが海水など
上水供給の過程	① 取水 → ② 導水 → ③ 浄水 → ④ 送水 → ⑤ 配水
浄水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・水質基準を満たすため浄水処理が行われる → ① 凝集 → ② 沈殿 → ③ 砂ろ過 → ④ 消毒 ・凝集、沈殿、砂ろ過で、多くの細菌が除去されるが、飲用のレベルにするためと、配水の汚染防止に 塩素消毒 をする

【下水道】普及率 約80%

- ・人が利用を終えた水を下水という（生活排水や、産業排水などがある）
- ・下水は、病原微生物、寄生虫卵、有害物質を含み、河川などに放流する前に処理施設で、衛生上無害にする（**下水処理**または、**終末処理**という）
- ・下水処理を終えた水は、川や海などの公共用水へ放流したり、再利用したりするが、水質は **下水道法** で規制され、必ず **塩素消毒** される
- ・下水道の整備は公衆衛生上の効果を期待できるので、今後の普及の向上が必要である

【廃棄物】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に基づいて処理が行われている

◎資源の有効な利用の促進に関する法律・・・資源の有効利用を図り、廃棄物の発生の抑制と環境の保全を目的

一般廃棄物	・人の生活によって生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの (美容所で排出される毛髪は、事業系一般廃棄物)	家庭系一般廃棄物	・処理は 市町村長 の責任
		事業系一般廃棄物	・処理は 事業主 の責任
し尿処理	・し尿（糞尿）は、公共下水道で処理されているが、公共下水道の整備されていない地域では、 浄化槽 が広く使用されている ・浄化槽法・・・浄化槽設置、保守点検、清掃、製造の適正化を図る法律（家庭雑排水も処理する合併浄化槽を推進している）		
ごみ処理	・収集、焼却、埋め立てにより処理が行われている（埋め立てる土地の問題から、 焼却 が最も衛生的な方法として採用している）		
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動によって排出される、事業系一般廃棄物以外の廃棄物 ・処理は事業主の責任（処理は、事業主自身か、業者に委託して行う）→ 処理を委託される業者は許可が必要 ・保管、運搬、中間処理（脱水、乾燥、焼却、破砕、無害化処理）を経て、再生利用、埋め立て処分により適正に処理される 		

【真菌（カビ）と衛生害虫】

- ・真菌や細菌、害虫は、不快感だけでなく、食品、生活用品、健康に被害をおよぼす → 防除法は、繁殖しにくい環境条件にすること
- ・微生物や害虫による被害は夏に多いが、暖房の普及により一年中みられるようになった
- ・薬剤による科学的駆除は、耐性ができたり、人やペットに有害なことがあるので使用には注意が必要

真菌（カビ）	・高温な場所に繁殖し、アレルギー症の原因となる		
ダニ	<ul style="list-style-type: none"> ・虫体だけでなく、その糞もアレルギー症やぜんそくの原因 ・室内の床、じゅうたん、布団、マットに多数生息し、ハウスダストの中に死骸やふんが含まれている 		
ハエ	<ul style="list-style-type: none"> ・消化器系感染症・アメーバ赤痢・寄生虫症 ・夏は1～2週間、秋は2～3週間で成虫になる 	カ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本脳炎・マラリア・黄熱・デング熱 ・2週間程度で成虫になる
ゴキブリ	<ul style="list-style-type: none"> ・消化器系感染症・寄生虫症 	ノミ	<ul style="list-style-type: none"> ・吸血による激しいかゆみ、皮膚炎
シラミ	<ul style="list-style-type: none"> ・人に寄生するのは、ヒトジラミ（コロモジラミとアタマジラミ）、ケジラミ 		
アタマジラミ	<ul style="list-style-type: none"> ・美容所で注意が必要なのは、頭部に寄生するアタマジラミである ・集団生活している保育園児、幼稚園児、低学年児童に発生する ・毛髪に卵を産み、幼虫、成虫とも頭皮から吸血する。吸血によりかゆみが起こる 		
	家庭での駆除法	<ul style="list-style-type: none"> ①毎日シャンプーする ②目の細かい櫛（くし）で髪をとかす ③櫛、タオルを共用にしない ④卵が付着している髪ははさみで切る ⑤髪を短くする 	

【水質汚濁】 人の生活で生じた物質が河川や湖沼に混入し、水系の自浄作用による処理能力を失わせ、健康、生活、産業に不利益な状態が起こること

- ・水質汚濁防止法・・・公共水域の水質を保全するため、事業所からの汚水を処理して排水するように定められている

◆ 美容所の衛生管理要領・・・使用済みの薬品類を廃棄する場合は、十分な流水により希釈する必要がある